

国立大学法人室蘭工業大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当（ボーナス）において、役員の俸給等に当該役員の職務実績に応じて、期末特別手当額の10/100の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,210	千円 11,868	千円 4,230	千円 112 (寒冷地手当)			※
A理事	千円 12,808	千円 9,360	千円 3,336	千円 112 (寒冷地手当)			
B理事	千円 12,808	千円 9,360	千円 3,336	千円 112 (寒冷地手当)		3月31日	※
C理事	千円 11,945	千円 8,688	千円 3,096	千円 112 (寒冷地手当) 49 (通勤手当)	4月1日		
A監事 (非常勤)	千円 2,565	千円 2,565	千円 0	千円 0 ()		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 2,376	千円 2,376	千円 0	千円 0 ()			

1:前職欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、いわゆる「定員」(人数)と「予算」(金額)により管理するとともに人事制度、給与体系、就業規則等の推移を踏まえつつ、人件費管理を行うこととする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める職種に応じた俸給表適用者を参考としつつ、公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成19年10月30日閣議決定)の3の(4)の「独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請する。」に基づき、適正な給与水準を確保

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格の実施並びに勤勉手当(6月期・12月期)支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。
昇給	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)に同日前において学長が定める日以前1年間における勤務成績に応じて昇給することができる。
昇格・降格	昇格:勤務成績が特に良好な職員で本学が定める基準を満たしている者については、その者が従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

基本給月額額の改正(平成23年4月1日実施)
 ・平成23年4月1日に若年層・中堅層(43歳未満の職員)の号俸を1号俸上乘せする改正

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 251	歳 46.6	千円 7,309	千円 5,429	千円 30	千円 1,880
事務・技術	人 84	歳 39.5	千円 5,018	千円 3,799	千円 22	千円 1,219
教育職種 (大学教員)	人 167	歳 50.2	千円 8,462	千円 6,249	千円 34	千円 2,213
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 5	歳 62.1	千円 2,440	千円 2,440	千円 37	千円 0
事務・技術	人 5	歳 62.1	千円 2,440	千円 2,440	千円 37	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

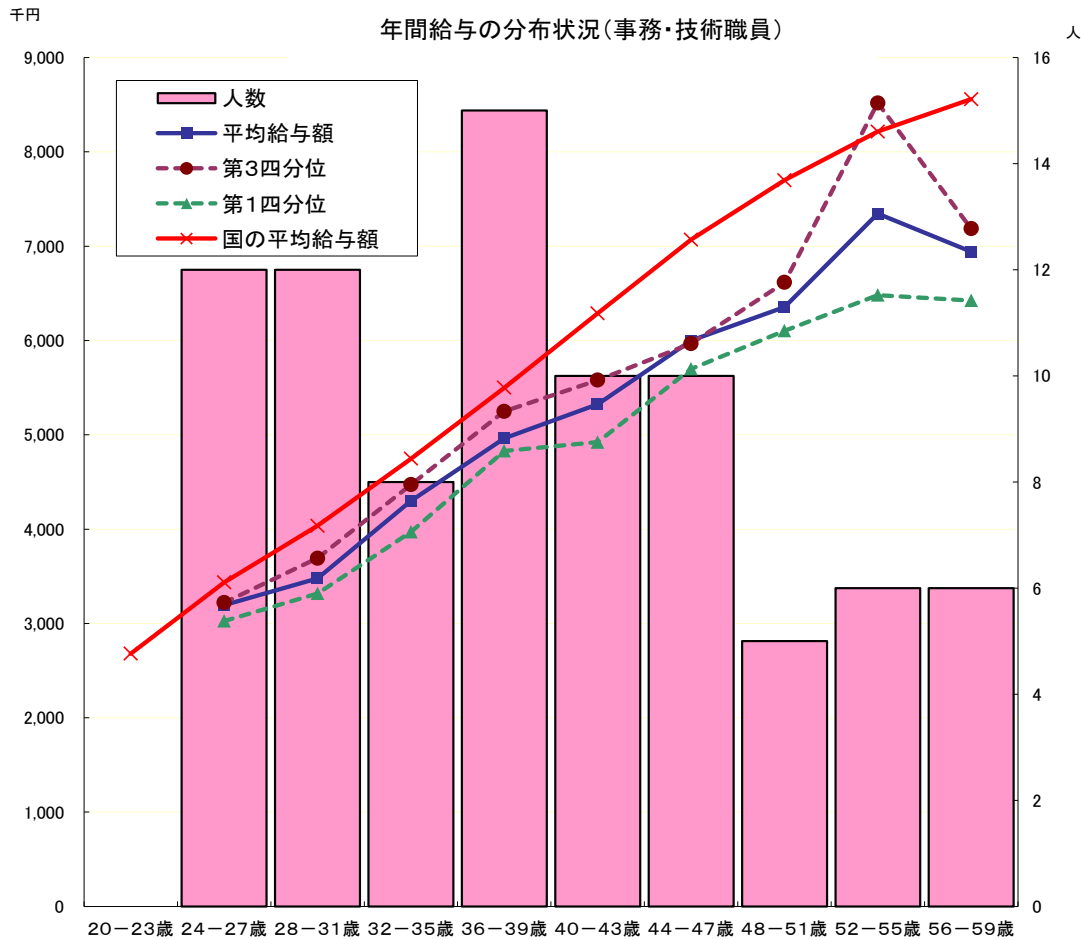
注: 非常勤職員の「教育職種(大学教員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
非常勤職員	人 6	歳 62	千円 7,012	千円 7,012	千円 29	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 62	千円 7,012	千円 7,012	千円 29	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

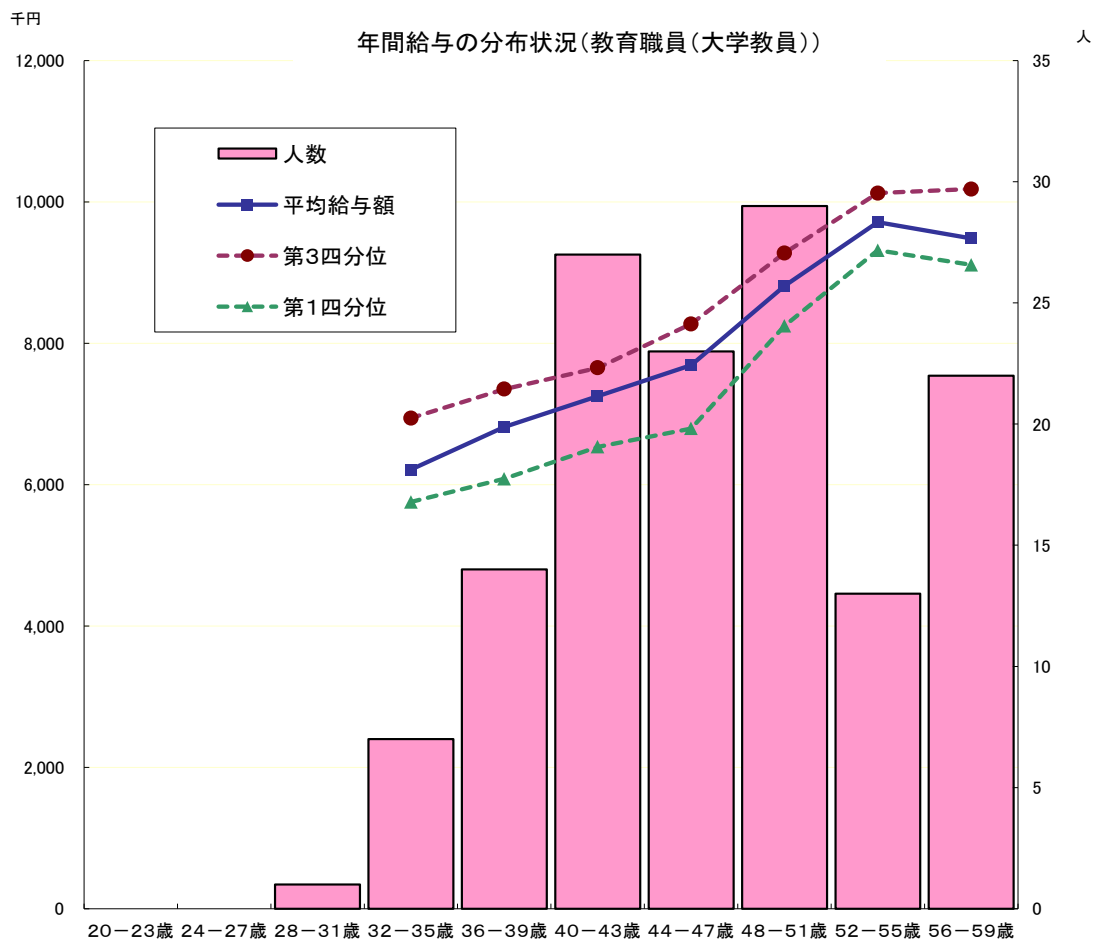
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
		人	歳	千円		千円	
局長(ゼネラルマネジャー)	1		—	—		—	—
課長(グループマネジャー)	4	55.0	—	—	8,270	—	—
課長補佐(グループコーディネーター)	9	53.8	6,420	7,040	6,676	7,040	7,040
係長(ユニットリーダー)	40	42.4	4,920	5,834	5,413	5,834	5,834
主任(ユニットサブリーダー)	1		—	—		—	—
係員(スタッフ)	30	29.3	3,175	3,790	3,493	3,790	3,790

注:「課長補佐」には課長補佐相当職である「室長(ユニットマネジャー)」及び「技術専門員」を、「係長」には係長相当職である「技術専門職員」を、「係員相当」には「事務職員」のほか「技術職員」をそれぞれ含む。

注:「課長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注:「局長」及び「主任」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注: 年齢28~31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	74	56.8	9,360	9,726	10,183
准教授	55	47.0	7,548	7,974	8,326
講師	13	44.0	7,180	7,295	7,436
助教	25	41.2	5,821	6,175	6,413

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	係長 主任 技術専門職員	課長補佐・係長 技術専門職員 技術専門職員	課長 課長補佐 技術専門職員
人員 (割合)	84	7 (8.3%)	23 (27.4%)	37 (44.0%)	11 (13.1%)	3 (3.6%)
年齢(最高 ～最低)		28 (24)	37 (26)	51 (34)	57 (47)	59 (53)
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,505 (2,213)	3,485 (2,346)	4,591 (3,114)	5,680 (4,480)	5,542 (4,744)
年間給与 額(最高～ 最低)		3,221 (2,925)	4,472 (3,105)	6,141 (4,240)	7,417 (6,103)	7,206 (6,424)

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 技術専門職員	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		3 (3.6%)	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%
年齢(最高 ～最低)		56 (54)	()	()	()	()
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,909 (6,434)	()	()	()	()
年間給与 額(最高～ 最低)		8,939 (8,418)	()	()	()	()

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	167 人	25 (15.0)% 人	13 (7.8)% 人	55 (32.9)% 人	74 (44.3)% 人
年齢(最高 ～最低)		58 ～ 31 歳	60 ～ 37 歳	63 ～ 34 歳	64 ～ 43 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,326 ～ 4,268 千円	6,058 ～ 4,888 千円	6,891 ～ 5,031 千円	8,126 ～ 5,827 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		7,072 ～ 5,624 千円	8,156 ～ 6,476 千円	9,181 ～ 6,794 千円	11,049 ～ 7,944 千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	64.8%	65.8%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.2%	34.2%	34.7%
	最高～最低	40.5～32.8%	38.2～30.9%	36.3～32.8%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	67.2%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6%	32.8%	34.1%
	最高～最低	41.7～32.2%	38.9～29.5%	38.8～30.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.7%	65.5%	64.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.3%	34.5%	35.9%
	最高～最低	41.2～33.3%	38.4～30.6%	39.4～32.7%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	67.2%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4%	32.8%	34.1%
	最高～最低	41.7～32.3%	38.6～30.0%	38.9～31.1%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 86.9

対他の国立大学法人等 98.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 96.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 86.9	
	参考	地域勘案 95.0
		学歴勘案 86.8
	地域・学歴勘案 94.9	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 54.7% (国からの財政支出額 3,015百万円、支出予算の総額 5,514百万円:平成23年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は高いものの、累積欠損はなく、対国家公務員指数も100以下であるため、給与水準は適切であると考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	職員の給与水準については、今後も引き続き社会一般の情勢に適合したものと なるよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.8

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年 度)	前年度 (平成22年 度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成2 2年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,186,091	2,228,584	△ 42,493	(△ 1.9)	△ 42,493	(△ 1.9)
退職手当支給額 (B)	299,868	398,966	△ 99,098	(△ 24.8)	△ 99,098	(△ 24.8)
非常勤役職員等給与 (C)	336,387	314,122	22,265	(7.1)	22,265	(7.1)
福利厚生費 (D)	313,897	302,815	11,082	(3.7)	11,082	(3.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,136,245	3,244,488	△ 108,243	(△ 3.3)	△ 108,243	(△ 3.3)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① i) 「給与・報酬等支給総額」の対前年度比が1.9%減となった要因
- ・給与改定に伴う給与支給額の減少
 - ・定年等退職者の後任者が若い年齢層になったことに伴う給与支給額の減少
- ii) 「最広義人件費」の対前年度比が3.3%減となった要因
- ・上記 i) に記載した要因による給与・報酬等支給総額の減少、退職者数の減少による退職手当支給額の減少
 - ・上記要因により、非常勤職員の増加による非常勤役職員等給与の増額の要素を含めてもなお、最広義人件費は減額されている。
- ② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況
- i) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- iii) 上記 i) 及び上記 ii) の進捗状況
- 【主務大臣の検証結果】**
平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,730,303	2,519,115	2,474,959	2,399,600	2,281,995	2,228,584	2,186,091
人件費削減率 (%)		△7.7%	△9.4%	△12.1%	△16.4%	△18.4%	△19.9%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.7%	△10.1%	△12.8%	△14.7%	△15.2%	△16.5%

【注】「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

【注】基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

【注】(上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)では△16.5%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△16.7%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連した措置について。

- ① 役員
 - ・平成24年7月から実施
- ② 職員
 - ・労使交渉中